

懲戒手続に付されたことの公表に関する情報提供（Q&A）

岐阜県弁護士会

2024年7月8日版

Q 1 現在の状況

Q 1-1 懲戒の手続に付された対象弁護士の住所等の登録状況について（2024年7月8日現在の弁護士名簿記載情報）

A：氏名 波多野 寿哉（はたの・としや）

登録番号 39984

事務所 岐阜県各務原市那加住吉町1-27 オフィスY&Y 2階

各務原法律事務所

TEL 058-380-3423 FAX 058-380-3424

Q 1-2 事前公表のニュースを見ましたが、現在、どのような状況になっているのですか？

A：現時点では、会長が綱紀委員会に対して調査請求を行ったという状況です。今後、岐阜県弁護士会の綱紀委員会において、対象弁護士の事案に対し、懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当か否かを決定することになります。

Q 1-3 対象弁護士については、今後、懲戒処分がなされるのでしょうか。また、いつごろ懲戒処分がでるのでしょうか？

A：まずは、当会の綱紀委員会で「懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする」との判断が出た場合、これを受けて、当会の懲戒委員会において、懲戒処分がなされるか否か、懲戒処分がなされるとして、その処分の内容が判断されます。懲戒の時期がいつになるか等に関しては、懲戒委員会の審査に委ねられることになります。したがって、現時点で確定的な回答はできません。

Q 2 依頼中の事件について

Q 2-1 対象弁護士に連絡を取りたいのですが、連絡をしてよいのでしょうか？

A：対象弁護士に連絡をしていただくことは差し支えありません。

Q 2-2 現時点で対象弁護士に依頼をしている事件は、今後も、対象弁護士に継続して担当してもらえるのでしょうか？

A：現状は、綱紀委員会に調査の請求をした段階であり、懲戒処分が出たわけではありませんので、対象弁護士は、弁護士としての業務ができなくなったわけではありません。従って、対象弁護士に引き続き継続して担当してもらいたいとお考えになる場合

には、それも不可能ではありません。ただし、今後、業務停止、退会命令、除名という懲戒処分となった場合には、弁護士としての業務ができなくなりますので、対象弁護士が引き続き担当することはできません。

Q 2-3 対象弁護士に対し、支払った着手金の返還を求めたいのですが、できますか？

A：弁護士に事件を依頼した依頼者は、弁護士との委任契約を解除して着手金の返還を求めることはできますが、必ずしも実際に返還されるとは限りません。委任契約が中途解約となった場合に弁護士から着手金の返還を要するか否か、またその金額は、依頼者と弁護士の個別の交渉によります。

Q 2-4 対象弁護士に、費用の清算や預けた資料等の返還を求めたいのですが、個別の交渉に応じてくれないとき、または交渉がまとまらないときはどうすればいいですか？

A：岐阜県弁護士会に所属している弁護士との紛議（トラブル）については、当会所属の弁護士が間に入って話し合いによる解決を求める紛議調停という手続が用意されています。当事者同士の話し合いではまとまらない場合には、紛議調停の手続をご検討ください。もっとも、紛議調停への出頭や合意を強制することはできませんので、相手方弁護士が紛議調停に出頭しなかった場合や、合意しない場合には調停できずに手続終了となります。

なお、すでに裁判手続が進行している場合には、裁判所で謄写することでコピーを入手できる可能性があります。

Q 2-5 対象弁護士に対して、事件処理に関する苦情があるのですが、弁護士への苦情に対応する窓口はありますか？

A：岐阜県弁護士会には、弁護士に対する苦情を受け付ける市民相談窓口が設けられています（058-265-0020、平日9時～5時）。

Q 3 新規相談等について

Q 3-1 対象弁護士に依頼している事件について、新たに対応する弁護士を紹介してもらえますか？

A：当会にご連絡をいただければ、法律相談を引き受ける弁護士を紹介することは可能です。また、その際の初回法律相談料につきましては、当会が負担いたします。

その後、紹介した弁護士に事件を依頼されるかどうかは、依頼者とその弁護士との間で協議していただければと存じます。

Q 3 - 2 新たに弁護士に依頼をした場合の費用について教えてください。

A : 弁護士の費用（着手金及び回収ができた場合に発生する報酬金）については、ご依頼される弁護士とよくご相談いただければと存じます。なお、各弁護士は、報酬基準を作成し、事務所に備え置いています。

Q 4 法テラス（民事法律扶助）について

Q 4 - 1 現在法テラスを利用して対象弁護士に依頼していますが、新たに弁護士に依頼する場合にも法テラスは利用できますか？

A : 利用できる場合があります。

まずは、法テラスに対して、①対象弁護士の解任を申し出てください。次に、②新たに法テラスが利用可能な弁護士に依頼してください。これらの手続等の詳細は、法テラスへお問い合わせください。

Q 4 - 2 現在月々支払っている法テラスの償還金はどうなりますか？

A : 解任した対象弁護士に関する着手金・報酬金等の清算や、新たに依頼する弁護士に関する着手金等は、いずれも法テラスが決定しますので、法テラスへお問い合わせください。

以 上